

◎新潟県告示第403号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
東京都江東区豊洲二丁目2番31号
三井住友カード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を言う。）を設置する組織において納付する歳入
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで